



以下に当てはまる方は、各課でお手続をお願いします。  
分からないことがありましたらお気軽に職員へお尋ねください。  
※各課の番号は庁舎案内図に対応しています。

## □高校生以下のお子さんがいる方

こども課でお手続が必要です。

### ●児童手当の手続

- ・お子さんの保護者(受給者)の保険証
- ・受給者と配偶者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカードなど)
- ・受給者名義の口座の情報をお持ちください。

### ●こども医療費助成の手続

お子さんの保険証をお持ちください。

また、保育所・認定こども園・ひとり親家庭の手続、児童扶養手当の手続などが必要な方はこども課へ、小学校・中学校の手続は教育総務課へご相談ください。

5 こども課 (Tel 33-1590・33-1596)  
61 教育総務課 (Tel 33-1508)

## □ごみの出し方について知りたい方

市民生活課で、ごみの収集場所・収集日時、分別の方法などをご案内いたします。

(アパートにお住まいの方は各物件で出し方が異なるため管理会社へ直接お問合せください。)

## □犬を飼っている方

前に住んでいた市区町村の犬の鑑札をお持ちいただき、市民生活課へお越しください。

4 市民生活課 (Tel 33-1372)



各課で行える手続の詳細は

ウェブ版  
くらしの便利帳

## □未就学のお子さんがいる方

## □妊娠している方

転入手続の翌日以降に、健康センターでお手続が必要です。

主に必要なものは以下の通りですが、状況によって対応が異なります。詳しくはお電話にてお問合せください。

### ●乳幼児健診・予防接種の手続

- ・母子健康手帳
- ・1か月児健康診査受診票
- ・乳幼児健康診査問診票
- ・予防接種予診票、接種券  
(転入前の市町村で発行されたもの)

### ●妊婦健診の手続

- ・母子健康手帳
- ・妊婦一般健康診査受診票
- ・産婦健康診査受診票
- ・1か月児健康診査受診票  
(転入前の市町村で発行されたもの)
- ・マイナンバーが分かるもの  
(マイナンバーカードなど)

(市立砺波総合病院北棟2階)

健康センター (Tel 32-7062)

## □介護の認定を受けている方

(要支援1～2、要介護1～5)

受給資格証明書(転出された市町村で発行)をお持ちいただき、高齢介護課へお越しください。転入日から14日以内に手続をしていただく必要があります。

また、新たに介護の申請を希望される方は高齢介護課内 地域包括支援センターへご相談ください。

6 高齢介護課 (Tel 33-1328)

裏面もあります。

## ☐ 国民健康保険に加入している方

新しい資格確認書等を発行しますので、市民課 国保年金係へお越しください。

## ☐ 後期高齢者医療資格確認書等をお持ちの方

- ・ 県外からお引越しの方

負担区分等証明書をお持ちいただき、市民課 国保年金係へお越しください。

- ・ 県内でお引越しの方

特に手続は必要ありません。後日、新しい住所の入った資格確認書等が郵送で届きます。

資格確認書等が届く前に病院にかかる方は、資格確認書等の手続中である旨を病院にお伝えください。

## ☐ 国民年金に加入している方

(日本国内に住む20～59歳の方及び  
高齢任意加入されている方)

- ・ 学生、自営業、無職の方など

原則として手続は必要ありません。

- ・ 会社員、公務員の方など

それぞれの勤務先で手続をお願いします。

- ・ 会社員、公務員などの配偶者で、扶養に入っておられる方

配偶者の勤務先で手続をお願いします。

## ☐ 海外からお引越しの方

国民年金の手続が必要な場合があります。  
市民課 国保年金係へご相談ください。

1 市民課 国保年金係 (Tel 33-1362)

## ☐ 障害者手帳をお持ちの方 福祉サービスを受けている方

個別に対応させていただきますので、手帳(受給者証)と印鑑をお持ちのうえ、社会福祉課へお越しください。

3 社会福祉課 (Tel 33-1317)

## ☐ マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちの方は、転入後90日以内に市民課 市民係へご提出ください。その際、カードの暗証番号が必要です。事前にご確認ください。

## ☐ 印鑑登録をしていた方

印鑑登録証明書を発行するには、砺波市で新たに登録する必要があります。顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポートなど)、登録したい印鑑(シヤチハタなどは不可)を市民課 市民係へお持ちください。

## ☐ 原付(125cc以下)をお持ちの方

前の市区町村で発行された廃車証明書(廃車未手続きの場合は、標識交付証明書およびナンバープレート)を市民課 市民係へお持ちください。

また、それ以外のバイクや自動車をお持ちの方も住所変更の手続が必要です。詳しくは下記へお問合せください。

- ・ 普通自動車、125ccを超えるバイク  
(白のナンバープレート)  
富山運輸支局 050-5540-2044
- ・ 軽自動車(黄色のナンバープレート)  
軽自動車検査協会 富山事務所  
050-3816-1852

1 市民課 市民係 (Tel 33-1358)

## ☐ 水道の使用を開始する方

入居する住居の水道の開始手続が必要です。上下水道課へお越しいただくか、お電話又はホームページからお申込みください。

また、窓口で水道料金の口座振替を依頼する場合は、銀行印、口座の情報が必要です。

10 上下水道課 (Tel 33-1460)